



Title	伝定家筆 源氏物語行幸巻の出現
Author(s)	加藤, 洋介
Citation	語文. 2018, 111, p. 1-9
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/77187
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

伝定家筆 源氏物語行幸卷の出現

加 藤 洋 介

一 はじめに

近時『定家本 源氏物語 行幸・早蕨』（藤本孝一編、八木書店、二〇一八年）の出版によって、長らく所在不明となっていた伝藤原定家筆 源氏物語行幸卷を、高精細のカラー版で確認することができるようになった。この本は池田亀鑑『源氏物語大成』（以下『大成』と略称）研究資料篇（中央公論社、一九五六年）において、「青表紙原本」四帖のうちのひとつ（他は尊経閣文庫蔵花散里・柏木、保坂潤治氏（現在は所蔵者異なる）蔵早蕨）として紹介されながら「現在の所持者は不明である」とされ、『大成』校異篇にも採用されていなかった。その後、玉上琢彌『源氏物語評釈』第六卷（角川書店、一九六六年）が「名古屋の関戸家に伝定家筆の源氏物語「見遊幾」一帖が秘蔵されている」として底本に採用し、本文について次のように解説している。

本文は、家中子女をして写さしめたものであろう。二十数か所にわたり別筆の太字で訂正があるのだが、定家の業と見るべきであろう。その訂正は筆写者の字がよみにくいとき同字を大きく上にかいたものが多い。なお行数は、はじめ八行、のち九行をまじえ、終わりは十行十一行の所もある。本文は青表紙系であり、『校異源氏物語』の底本たる大島本と校合するに、差違はわずかである。

『大成』と『源氏物語評釈』に掲載されている写真と照合しても、今回出現した本と同一であることは間違いない。「名古屋の関戸家」に所蔵されていたことから、稿者も名古屋在住の折からその行方を追い、数年前からこの行幸卷に関する情報を仄聞もしていたゆえ、長らく行方の確認できなかった本の出現を喜ばしく感じているところである。

この本を『大成』の言うように「青表紙原本」と位置づけるこ

とは問題はあるものの、『源氏物語評釈』が「その訂正は筆写者の字がよみにくいとき同字を大きく上にかいたものが多い」と述べているのはその通りで、中でも「る」をなぞり書きしたものが^②多い。ただ『校異源氏物語』の底本たる大島本と校合するに、差違はわずかである」とだけで済ませることができるかどうが、『源氏物語評釈』から半世紀以上を経た現時点での伝本状況から検証してみたい。

二 本文異同（一）―大島本の朱筆書入から―

現行の主要活字校訂本が底本に採用している大島本には、朱墨による本文訂正の筆が全体に施されているが、『大成』の底本文はこれら補入や見せ消ちに従った形で立てられており、これについては早くに懸念が表明されていた。

実のところ「補入」「見せ消ち」は、ほとんどが他本との校合にもとづくものが多いので、それを本行に採用すると、本文の不純化をきたして、まことにぐあいが悪いのである。『校異源氏』を新しく作り直すときは、こうしたこと（書入れを本文にとり入れること）は厳に控えてほしいと思う。^④

この大島本行幸巻にも朱墨による校合が施されているが、まずは朱筆によるものを見てみよう。

① 08 87―05 女のーナシ各定横池穗吉徹証正ー（女の）「朱」大
② 08 87―13 くら人の左衛門のせうーくら人の右（左）衛門の
せう各ーくら人の右（左）衛門のせう「朱」大ーくら人の右
衛門のせう定ー藏人の右衛門尉横吉ー藏人左衛門佐池ーくら
人の左衛門のせう肖徹正ーみく人の右衛門のせう穂ーくら人
さ衛門のせう証

③ 08 89―09 うちのおと、にもーうちのおと、も各定横池三吉
ーうちのおと、へに」も「朱」大ーうちのおと、にイ」も三
④ 08 89―10 めてたくーめてたくところせきまで各定横池肖三
穂吉徹証正（めてたくーめてたく定横肖吉徹証正ーめてたく
と池）ーめてたく所せきまで（く）「朱」大

⑤ 08 92―11 ゆるしすてたまふーゆるしすてたまふ「朱」大
ーゆるしすて給池肖三穂徹証正

⑥ 08 95―07 つかしきーいつくしき各定横池三穂吉証ーいつ
く（か）しき「朱」大

⑦ 08 98―14 はねをーはねへを」各大ーはねへを」「朱」大ーは
ね定三穂吉徹証正

⑧ 09 01―09 宮ー「みや」各ー「宮」「朱」大ーナシ定横肖三穂
吉徹証正

⑨ 09 07―01 さまーさまーの各定横池肖三吉徹証正ーさ
まーの「朱」大

⑩ 09 08―07 なんとーなんと各定横池肖三穂吉徹証正ーなとも
「朱」大

⑪ 09 08ー10 ほほゑみてーほおゑみて各定三吉ーお(ほ)ほゑみて「朱」大ーおほゑみて肖ーゑみて穂

⑫ 09 10ー05 ききたまふれはーき(き)たまふれは「朱」大ーきたまふれは定ーきき給へれば横ーき、給れば池※

誤写の訂正と見てよいものを除いて、大島本に朱書入のある校異を掲げたが、参照した定家本系統の諸本は以下の通りである。

- 1 各 各筆源氏(東山御文庫蔵)
- 2 大 大島本(古代学協会蔵)
- 3 定 伝定家筆本(文化庁保管)
- 4 横 横山本
- 5 池 池田本(天理図書館蔵)
- 6 肖 肖柏本(天理図書館蔵)
- 7 三 三条西家本(日本大学蔵)
- 8 穂 穂久邇文庫本
- 9 吉 伏見天皇本
- 10 徹 正徹本(宮内庁書陵部蔵)
- 11 証 書陵部蔵三条西家本
- 12 正 大正大学蔵本

朱書入が施される前の本文が、伝定家筆本を含む多数の定家本系統の諸本に一致している。校異の形式では見えにくい、朱書入後の大島本に一致する伝本を次に挙げてみる。

- ① 肖三
- ② 池肖徹証正
- ③ 肖穂徹証正
- ④ ナシ
- ⑤ 各定横吉
- ⑥ 肖徹正
- ⑦ 横池肖証
- ⑧ 池
- ⑨ 穂
- ⑩ ナシ
- ⑪ 池穂徹証正
- ⑫ 定以外すべて

⑤のみが例外で、朱書入後の本文が伝定家筆本に一致する形へと改められているが、それ以外はすべて伝定家筆本とは異なる本文になっている。^⑤全体を通じて肖柏本が朱書入後の大島本に近いように見えるが、全同というわけではない。極端な例としては④がある。「めてたくーめてたう」の音便の違いを問わなければ、河内本・別本の諸本を加えても、朱書入後の大島本「めてたく」に一致する伝本はない。手許で確認できる他の数本の定家本系統伝本にも、やはり見出すことはできない。^⑩も④と同様の状況下にある。大島本の朱筆校合が、肖柏本・書陵部蔵正徹本・書陵部蔵三条西家本・大正大学蔵本といった室町期書写本に近い本によつ

てなされたであろうこと、しかもそれによって、大島本に期待される伝定家筆本との近似性を削ぐ結果をもたらしていることに留意しておくべきであろう。⑪の大島本朱筆校合前の本文が、肖柏本とのみ一致していることも注意されることである。⁽⁶⁾

大島本の朱筆校合の事例から見た場合、他と性格が異なるのは⑫である。行幸巻の巻末近く、内大臣（頭中将）が近江の君をからかつて尚侍の職名をちらつかせたところ、近江の君が「なるべき人（玉鬘）ものしたまふやうに聞きたまふれば」と応じる場面である。「きたまふれば」とする伝定家筆本のみが孤立し、大島本の朱筆書人前がこれに一致するが、伝定家筆本を底本とする『源氏物語評釈』・新潮日本古典集成ともに、他本によって校訂している箇所である。誤写との判断を明確に下すことができるゆえの措置であろう。

この⑫と性格が共通するものとして、大島本に朱墨校合が入っておらず、大島本と伝定家筆本のみが定家本系統内で孤立、あるいは少数の伝本が一致するに過ぎない事例があり、以下のものを挙げるができる。ここでは底本である大島本に一致する伝本略号も合わせて掲げてみる。

- ① 0888―12そ、のかしかと大定―そ、のかししかと各横池肖三穂吉徹証正
- ② 0892―09ものしはへれは大定―ものしはへれと各横池肖三穂吉徹証正

③ 0896―14なかうはしりひきて各大定吉―なかつしりひきて横池肖三穂徹証正―なかつしりひきて三

④ 0897―05ことも、大定―御ことも各横池肖三穂吉証―御ことも徹正

⑤ 0897―10しけり大定穂―した（け）り各―したり横池肖三吉証―したる徹正

⑥ 0900―12人―大定穂―人―も各横池肖三吉徹証正

⑦ 0906―09うたかひ大定―うたかひ思ひ各肖吉徹証正―おもひうたかひ横池三穂

⑧ 0907―02よきことには各大定吉―よきことに横池肖三穂徹証正

⑨ 0909―10をれを大定―をのれを各肖三穂吉徹証正―をのれと横―をのれ池

伝定家筆本を底本とする『源氏物語評釈』や新潮日本古典集成が、ともに底本を校訂するのは⑩のみで、他の事例では両者が異なる判断を下している場合も多い。⁽⁷⁾ 大島本を底本とする新日本古典文学大系が、底本を校訂しているのは⑩のみだが、同じく大島本を底本とする新編日本古典文学全集は、⑪のみ底本のままとし、他はすべて校訂の対象とする。

大島本が、巻末に奥入をもつことと合わせて、本文に関しても伝定家筆本（その臨模本と見られる明融本を含む）に近いところを有する伝本であることは、この行幸巻に関しても認めうる。大

島本と伝定家筆本が諸本中で孤立してしまう場合、他本をもって校訂すれば定家の許では存在しなかった本文を作ってしまう可能性はあるし、伝定家筆本にも誤写の類が皆無ではないわけであるから、校訂をしないという原則を立てることに疑念は残る。そのところを踏まえた上で、どのような方針をもつて諸本間の本文の揺れに対処するのかという態度を明確にしておく必要がある。ここでは大島本の朱筆書人の事例を中心に検証してみたが、墨筆書人の事例も数は朱筆書人ほど多くはないものの、ほぼ同様の性格が窺えることを指摘するに留めたい。

三 本文異同 (二) — 音便表記から —

行幸卷(と夕霧卷)に関わる特殊事情として、他卷とは異なる音便表記が顕著に見られる事実がすでに指摘されている。

連用形「たまひ」のウ音便(「たまう(ふ)て」、「たまう(ふ)けり」、「たまふし」、「たまふつ」など)の頻出が気になって、用例に当たってみたことがある。すると不思議なことに、それは行幸卷と夕霧卷において著しい遍在を示しているのであった。すなわち連用形「たまひ」のウ音便形全一・二例のうち、行幸卷に二七例、夕霧卷に四三例、つまり全用例の六割強が、この二巻に集中している。これは、あの長大な若菜上下巻にそれが一例づつしか見あたらないことを考えると、尋常の数値ではない。⁽⁸⁾

この今西祐一郎氏が指摘する「たまふ」にかかるウ音便に関する異同状況を拾い上げてみると、次のようになる。

- ① 08 85 — 07 いてたまうて各大定肖吉徹証正 — いてたまひて横池三穂
- ② 08 85 — 11 かさりたまふつ、大定肖徹証正 — かさりたまひつ、各横池三穂 — かかさりたまふつ、吉
- ③ 08 87 — 06 みをとしまうてけり各大定吉 — みおとしまひてけり横池肖三穂徹正 — 見おとして給てけり徹 — みをとしまてけり証
- ④ 08 87 — 09 たまうける大定肖正 — たまひける各横池三穂吉徹証 — たまふ(ひ)ける各
- ⑤ 08 88 — 09 みたまうて各大定肖証正 — みたまふ(う)て各 — み給て横池三穂徹 — みたまふうて吉
- ⑥ 08 89 — 04 のたまふて大定肖吉徹証正 — の給て各池三穂 — の横
- ⑦ 08 90 — 04 給ふければ各大定肖吉正 — 給ければ横池三穂徹証
- ⑧ 08 90 — 07 ものしたまうて各大定肖証正 — もの、給て横 — ものしたまひて池三穂吉徹
- ⑨ 08 93 — 04 申たまうて各大定肖証正 — 申給て横池三穂吉徹
- ⑩ 08 95 — 03 たまうてむ各大定肖吉証正 — 給てむ横池三穂徹
- ⑪ 08 95 — 10 給ふて各大定池肖証正 — 給て横三穂吉徹

- ⑫ 09 00ー07したまうけり大定肖吉正ーし給けり各横池三徹証
ーし給ける穂
- ⑬ 09 01ー10いそきたちたまうて大定肖吉証正ーいそきたちま
うて各ーいそきたち給て横池穂徹ーいそきたちて三
- ⑭ 09 01ー10わたりたまうても大定ーわたり給ても各横池三穂
吉ーわたりたまうて肖徹証正ーわたり給て徹
- ⑮ 09 02ー05したまうて各大定肖穂吉証正ーし給て横池三徹
- ⑯ 09 02ー11みたまうて各大定池肖三徹証正ーみ給て横穂吉
- ⑰ 09 02ー13みたまうて各大定肖証正ーみ給て横池三穂吉徹
- ⑱ 09 03ー06き、たまうけれとも各大定肖徹証正ーき、給けれ
とも横池三ーき、給けれと穂ーき、たまうけれとん吉
- ⑲ 09 03ー09しいてたまうける各大定肖吉証正ーしいて給ける
横池三穂徹
- ⑳ 09 04ー12かきたまうて各大定肖徹証正ーかきたまひて横池
三穂吉
- ㉑ 09 05ー03き、たまふし各大定肖吉徹証正ーき、給し横池三
穂
- ㉒ 09 05ー05たまふける各大定肖吉証正ー給ける横池三穂徹ー
給うける「へノ上カラうヲ書ク」肖
- ㉓ 09 05ー07しつらはせたまうて各大定肖吉証正ーしつらはせ
給て横池三穂徹
- ㉔ 09 06ー13したまうて各大定池肖三吉徹証正ーし給て横穂
- ㉕ 09 07ー07ことつけたまうし各大定肖正ーことつけ給し「穂

ハヘヲ削ッテシヲ書クカ」横池三穂吉徹証

㉖ 09 07ー14きこえ給ふけり各大定肖吉正ーきこへ給けり横池
三穂徹証

㉗ 09 09ー04しつめたまふて各大定横肖徹証正ーしつめ給て池
穂吉ーしつめ「給」て池ーしつめて三

㉘ 09 09ー04なししたまふつへき各大定肖吉徹証正ーなし給へき
横池三穂

私見ではこれら二十八例が該当するかと思われる。すべて伝定
家筆本の音便表記を大島本も継承している。またこうして列挙し
てしまふと見えにくいのだが、通常の表記「給ひて」「給て」「た
まひて」(漢字と仮名の区別は校異として採用していない)を採
る伝本群は略号「横池三穂」すなわち横山本・池田本・日大三条
西家本・穂久邇文庫蔵本を核とし、他の諸本が揺れながら連動す
るといった動きになっている。

この「横池三穂」という伝本群は、音便に関わる異同以外にお
いても、行幸巻の定家本系統諸本の異同状況の基本的構図を構成
している。大島本・伝定家筆本と対立する異同が、この四本を中
心に形成されているのである。今西氏は行幸・夕霧巻のみに偏っ
たウ音便の異同状況について、定家本成立時点において「その元
の本はすでに取り合わせ本だったのではないか」との発言をして
おられる。五十四帖仕立てを原則とする源氏物語において、音便
表記の原則が異なる巻が存することからすれば、定家本がすでに

取り合わせ本であったとしてもおかしくはない。さらに音便のみならず本文異同についても「横池三穂」という伝本群がまとまった動きをしているということは、この異同が定家本成立以後の転写過程において発生した可能性は否定できないものの、この伝定家筆本とは異なる時点で成立した、定家本源氏物語の姿を留めていることも想定できるのではあるまいか。「給ふ」にかかるウ音便は、転写されていく過程において、一般的な表記へと改められてゆく可能性を多分に有している。しかしながら音便表記のみならず、本文異同の状況、さらには後節で取り上げる表記においても「横池三穂」の伝本群が連動する動きを見せていることは、これらの伝本が今回出現した伝定家筆本とは異なる成立状況にあった定家本源氏物語の姿を留めていることも考えてみる必要があると思われる。

またこのウ音便表記にかかる異同のうち一例のみ、大島本が伝定家筆本に一致しない事例がある。

08 90―06 給て―たまうて定―たまふて「ふニウヲ傍記カ」各

この事例のみは、大島本が伝定家筆本を継承していないということで、注意を要するものである。また「う」と「ふ」という違いはあるものの、この音便表記では伝定家筆本の形を各筆源氏が留めていることも注目される。先に挙例した二十八例のうちにおいても、かなりの事例において、この各筆源氏は大島本・伝定家

筆本と動きをともにしている。またこのウ音便の事例や前節で取り上げた大島本朱墨書入、後節で取り上げる表記に関わるものを除いて、行幸巻全体で大島本が伝定家筆本を継承していないもの（伝定家筆本の側に問題があるものを含めて）が、十一例あることも指摘しておきたい。

四 表記の異同から

またウ音便表記ということを離れて、他の異同も視野に入れた時、伝定家筆本の形が孤立しないしは非常に少数派になってしまっている例を前々節に掲げたが、諸本間における少数派の表記を伝定家筆本が採用している場合を、少なからず見出すことができるというのはいずれ注目しておくべきことであろう。

08 94―07 侍し大横池肖三穂吉徹証正―はへ（侍）し各―はへし定

08 94―09 侍へきにも各大横池肖三穂徹証正―はへ、きにも定吉

08 97―06 くらひとのとう各大定証―くら人の頭横肖三吉徹正

―蔵人頭池穂

09 02―12 ものしたまけるを各大定―ものし給けるを横肖三穂吉徹証正―ものし給うけるを池

09 03―14 おもたまへ各大定―おもひ給へ横―思給へ池吉―おもふたまへ肖三徹証正―思給穂―おも―ふ―たまへ証

09 05―11 かけはへらねは各大横池肖三穂吉徹証正―かけはん
へらねは定

09 07―01 はへかめれ各大―はへかめれ「定ハはへ、かめれ
トヨメルカ」定徹正―侍へかんめれ横―侍へるめれ池―侍へ
かめれ肖穂―はへるへかめれ三―侍也はへらめかめれ吉―侍
かめれ証

最後の例はなお疑問が残るが、大島本を底本とする校異に、大島本と伝定家筆本などが一致する場合を明示した。「侍し」「侍へき」あるいは仮名書で「はへりし」「はへるへき」と表記するのが一般的であるのに対し、伝定家筆本が「はへし」「はへ、き」とするもの、「給ける」「たまひける」に対し「たまける」と仮名書するもの、「くら人」「蔵人」に対し「くらひと」とやはり仮名書するものなど、いずれも伝定家筆本の表記は他の定家本諸本から見ても少数派あるいは孤立した状況となっており、大島本と一致しない場合も少なくない。

また「御」が一般的な表記であるのに対し、時折それを仮名書で「おほむ」「み」と表記することが、やはり伝定家筆本において発生している⁹⁾。

08 94―08 おほむたつね大定肖吉証正―御たつね各横池三穂徹
09 04―07 おほむては各大定吉―御ては横池肖三穂徹―おほ
〈む〉ては証―おむては正

09 09―05 おほむけしき各大定肖吉徹証正―御けしき横池三穂
09 09―14 御けわひ大池穂―みけはひ各定横三吉証―けはや肖
―けはひ徹正

大島本と伝定家筆本がそろって「おほむ」と仮名書する箇所は、行幸巻で全三箇所、しかも同じ箇所であり、他はすべて「御」の漢字を宛てている。ここでも先のウ音便や本文異同状況と同じく、「横池三穂」の伝本群を中心に対立する状況にある。最後の「みけはひ」というように、「み」と仮名書する例はきわめて珍しい。定家本でもこの一例だけではあるまいか。しかもおもしろいことに、本文異同を問わなければ、河内本も別本（陽明文庫本・保坂本）も、このみが「みけはひ」と仮名書の表記となっているのである¹⁰⁾。このことは可能性として、この09 09―14の「みけはひ」の特殊な表記は、「いとつかへたるみけはいおほやけ人にてけいかにあひたらん」（伝定家筆本）の文脈にあって、定家本・河内本・別本の系統を溯って、紫式部の手許にあった時点以来のことではなかったかとの想像さえしたくなるものがある。通常は漢字書であるところが、特定の箇所のみ仮名書の形を留めていることは、他の本文異同の箇所以上に、物語本文の変遷を考える上での重要な情報を提供してくれることがあるという、貴重な一駒であろう。伝定家筆行幸巻の出現は、これまでの大島本の評価を追認することができるとともに、大島本からだけではわからなかった幾つかの問題点を浮かび上がらせる契機ともなるものと思われる。

注

(1) 加藤洋介「青表紙本源氏物語の目移り」『国文学』第44巻第5号、一九九九年四月、および「青表紙本源氏物語目移り攷」『国語国文』第70巻第8号、二〇〇一年八月。

(2) 本文書写者はアラビア数字「3」のような「る」を書く癖があり、それに対しから太字で「る」を書いたり、なぞったり、少しだけ筆を加えるなどといったものがある。

(3) 今回出現した伝定家筆本を底本に採用しているのは、『源氏物語評釈』と新潮日本古典集成(石田穰二・清水好子校注)のみ。

(4) 松尾聡「新版『校異源氏』夢物語」「天理図書館善本叢書月報」第三十八号、一九七八年一月、『松尾聡遺稿集Ⅰ中古語「ふびんなり」の語意」(笠間書院、二〇〇一年三月)所収。

(5) この朱書入には二種類以上のものがあるように見えるが、大島本全体にわたる検証が必要のため、別途検討することとしたい。

(6) 加藤洋介「大島本源氏物語の本文成立事情―若菜下巻の場合―」『大島本源氏物語の再検討』(中古文学会関西部会編 和泉書院)、二〇〇九年十月。

(7) 『源氏物語評釈』のみが底本を校訂しているのは①、一方で新潮日本古典集成は⑥⑦⑧を校訂の対象とする。

(8) 今西祐一郎「表記を検索する」『源氏研究』第六号、二〇〇一年四月。

(9) 08 89―07御まうけーおほむまうけ三、09 02―11御ふみかきーおほむふみかき三、09 06―03御さま大定肖吉証正ー御ありさま各横池三穂徹ーおほむありさま三、といった例は、日大三条西家本の性格を考える上で、他巻の状況と合わせて考察されるべきものである。

(10) 他に見出すことができたのは、別本の鶴見大学蔵花散里巻03 89―04の一例のみ。

(11) 新潮日本古典集成が「御けはひ」に「み」のルビを付すのは、こ

の伝定家筆本の表記を尊重する故であろうし、「御」の漢字表記を採る大島本を底本とする小学館新編日本古典文学全集もこのルビを踏襲している。

(かとう・ようすけ 本学教授)